会員の皆様へ



公益財団法人 全日本弓道連盟 会長 石 川 武 夫

猛禽類の矢羽の問題に関しては、平成26年3月に調査委員会を設置して調査をお願いするとともに、当連盟のホームページを通じて、皆様にも情報提供のお願いをしておりましたが、このたび調査委員会から調査結果の報告がありました。

本件については、皆様が大きな関心をもって見守っておられることと思います。また、調査委員会のアンケートにご協力いただいた方々も数多くおられますので、皆様に対する説明責任を果たすことも、公益法人としての当連盟の大きな務めであると考えております。

そこで、当連盟では、皆様に対して、会長声明という形で本件の推移、調査委員会の報告の概要並びに今後の対応をお伝えすることにいたしました。

調査委員会の報告によれば、密猟者と思われる人物から違法の疑いのある猛禽類の羽根を買った者や、これを弓友にも渡していた者が存在したことが確認されたとのことです。そして、密猟者と思われる人物から羽根を購入した者は全国的に存在した可能性が高いとのことです。

また、調査委員会からは、本件に対する当連盟理事会の対応についても、平成24年に通達を出した以降は目立った対応がなく不十分、不徹底であったという厳しいご指摘を受けるとともに、弓道家の中に遵法精神に欠ける者が存在した、当連盟の統治能力や環境に対する配慮等にも問題があったというようなご指摘も受けました。

さらに、当連盟としては、今回の事件を弓界全体の問題として受け止めて、抜本的な対策を講じる必要があるとして、これまでの対応を批判的に見直した上で、関係者に対する適正な処分、継続的な調査活動の実施、猛禽類の矢羽の使用に関する明確な準則の制定、将来的な矢羽の認定制度の検討、ワシントン条約や種の保存法等の関連法令の周知教育の徹底、当連盟内の組織改革の推進、既に公表されている改革大綱の確実な実施など様々な対応策のご提案をいただきました。

当連盟としては、公益法人として平成24年通達以降の具体的な対応が不十分であったという調査委員会のご指摘を真摯に受け止めて反省し、現在、連盟の統治能力の強化並びに類似事案の再発防止に向けて十分な対応ができるよう様々な取り組みを始めたところです。

当連盟では、まずは猛禽類の矢羽の使用に関するルール作りが急務と考え、現在、専門委員会を設置して準則の策定作業を進めるともに、将来的な登録制の導入についても検討しております。この準則につきましては、本年中には皆様にお伝えできるよう準備を進めております。

また、関係者の処分も重要と考え、倫理委員会を設置し自ら調査検討を行っております。 さらに、将来の問題にも備えて、必要な内部規程の整備等を進めており、今後、違法の疑い のある猛禽類の羽根の取引に関与した者に対しては、新たに制定された懲戒規程に基づい て、厳正に処分されることになります。また、再発防止策として、密猟者等を根絶するため、 関係団体とも協力の上で、司法当局への相談等の必要な措置を進めております。

当連盟といたしましても、連盟を公益法人としてあるべき姿にし、再発防止に向けて鋭意、 努力しておりますので、会員の皆様におかれましても、十分なご理解をいただき、今後とも、 ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。